

第1回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年7月23日(木) 午後1時55分～午後3時22分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名) 仮議席

1	宇都宮 誠	2	谷口 雄記	3	赤松 仁	4	西村 重文
5	山口 幸男	6	篠崎 英明	7	清家 壽秋	8	中平 悠太
9	松浦 栄	10	高田 知宏	11	芝 照雄	12	出口 篤夫
13	山田 耕二	14	西川 鈴香				

4. 欠席委員(0名)

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 臨時議長の選出について
- 日程第2 開会宣告
- 日程第3 仮議席の指定について
- 日程第4 議事録署名委員の指名について
- 日程第5 議案第1号 鬼北町農業委員会会長の互選について
- 日程第6 議案第2号 鬼北町農業委員会会長職務代理者の互選について
- 日程第7 議案第3号 鬼北町農業委員会の議席の決定について
- 日程第8 議題第4号 鬼北町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第9 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第7号 非農地証明願について
- 日程第12 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について
- 日程第13 議案第9号 鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について
- 日程第14 報告第1号 農地原形変更届出書について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤 幸利	次長	葛本 八千代	主事	水代 康成
----	-------	----	--------	----	-------

7. 会議の概要

事 務 局	ただ今から第1回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。 皆様ご起立をお願いします。 一同、礼。 よろしくお願いいたします。 ご着席ください。 本日の総会は、委員の任期満了による任命後、最初の総会となりますので、農業委員会等に関する法律第27条の規定によりまして、町長が招集しております。
事 務 局	本日、初めての総会でございますので、ここで、各委員さんから、簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。 初めに農業委員さん、続いて推進委員候補者の皆さんの順でお願いします。 では、宇都宮委員さんから、議席順でお願いいたします。
	(農業委員会、推進委員及び事務局自己紹介)
事 務 局	それでは、これから次第3「議事日程」に移ります。 日程第1「臨時議長の選出について」を行います。 通常、議長の職務は会長が行うこととなっておりますが、会長選出までの間、地方自治法第107条の規定を準用し、出席委員の中で年長の委員に臨時議長をお願いしたいと思います。 本日、ご出席の委員の中で最年長は、好藤の山口幸男委員です。 山口委員に臨時議長をお願いしたいと思いますので、議長席までお越しください。
臨 時 議 長	今ほど、ご指名がありました、好藤の山口幸男でございます。 新しい会長が決まるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。 スムーズに議事を進めたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い致します。それでは、座って進めさせていただきます。
臨 時 議 長	ただ今の出席委員は14名であります。 定数に達しておりますので、これより第1回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
臨 時 議 長	日程第3 仮議席を指定いたします。 仮議席は、ただ今、着席をいただいております議席を仮議席として指定いたします。 発言の際は、挙手をされ、仮議席番号と氏名を言ってから発言することになっておりますので、そのようにお願いいたします。
臨 時 議 長	程第4 議事録署名委員の指名をいたします。 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に、仮議席1番の宇都宮誠委員、仮議席2番の谷口雄記委員を指名いたします。

臨時議長	日程第5 議案第1号「鬼北町農業委員会会長の互選について」を議題といたします。 会長の互選につきましては、鬼北町農業委員会会長及び会長職務代理者の互選規定に基づき、投票と指名推薦の二通りがございます。 どちらの方法で選出するか、お諮りいたします。
山田委員	議長。
臨時議長	山田 委員
山田委員	議席番号13番 山田です。 「指名推薦」でいいのではないかと思います。
臨時議長	山田委員から 「指名推薦で」という意見がありました。ご異議ありませんか。
各委員	異議なし
臨時議長	異議なしと認めます。 よって、互選の方法は 「指名推薦」によるものと決定いたしました。
臨時議長	それでは指名推薦による互選を行います。 どなたか、指名をお願いいたします。
西川委員	議長。
臨時議長	西川委員
西川委員	議席番号14番 西川です。 谷口 委員にお願いしたいと考えます。
臨時議長	ただ今、西川委員から谷口委員の推薦がありました。 他の方を推薦される方はございませんか。
各委員	なし。(発言なし)
臨時議長	谷口委員のほかは推薦が無いようでございます。 それでは、谷口委員が会長となることに「異議なし」という方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手)
臨時議長	全委員から挙手がありました。よって、新会長は谷口委員に決定いたしました。それでは、谷口新会長にご挨拶をいただきたいと思います。
新会長	今ほど責任のある立場になりましたので、一言だけ。先ほども言いました通り、僕は何回か農業委員をやってきて長いのは長いのですが、いろいろと勉強して分からないことは事務局に相談して活動しています。二期目の会長とはなりますが、今まで通り初心を忘れないように皆さんと一緒に頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

臨時議長	ありがとうございました。 この後の進行につきましては、鬼北町農業委員会会議規則第7条の規定により、新会長に執り行っていただきます。 皆さんのお蔭で、臨時議長の務めを終えることができました。ご協力、誠にありがとうございました。
議長	続いて日程第6 議案第2号「鬼北町農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題といたします。 会長職務代理者の互選につきましては鬼北町農業委員会会長及び会長職務代理者の互選規定に基づき、互選の方法を第3条の投票とするか、第7条の指名推薦とするかをお諮りいたします。 ご意見をお願いいたします。
山田委員	議長。
議長	山田委員。
山田委員	議席番号13番 山田です。 先ほどと同様指名推薦でいいのではないかと思います。
議長	山田委員から「指名推薦」という意見がありました。 ご異議ありませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしという声がありましたので、異議なしと認めます。 よって、互選の方法は「指名推薦」によるものと決定いたしました。
議長	それでは指名推薦による互選を行います。 どなたか、指名をお願いいたします。
西川委員	議長。
議長	西川委員。
西川委員	議席番号14番 西川です。松浦委員にお願いしたいと考えます。
議長	ただ今、西川委員から、松浦委員の推薦がありました。 他の方を推薦される方はございませんか。
各委員	なし。
議長	松浦委員のほかは推薦が無いようでございます。 それでは、松浦委員が会長職務代理者となることに「異議なし」という方は、挙手をお願いいたします。
各委員	(挙手)
議長	全委員から挙手がありました。 よって、新会長職務代理者は松浦委員に決定いたしました。

	それでは、松浦新会長職務代理者にご挨拶をお願いいたします。
新会長職務代理者	はい。会長職務代理者に推薦されました松浦です。農業委員になってまだ1年も経っていないんですけど、こういう会議に出てますと重責をいろいろと感じますので、皆様のご協力を持ちまして頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 続いて日程第7 議案第3号「鬼北町農業委員会の議席の決定について」を議題といたします。 議席につきましては、鬼北町農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、くじで定めることとなっておりますので、このように執り行います。 なお、同条第4項の規定により会長が必要と認めるときは会議に諮り、委員の議席を変更することができるのとありますので、会長及び会長職務代理者の議席は末尾席に変更することといたしたいと存じます。 ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	事務局は抽選棒を仮議席1番から順次、引いてもらって下さい。
	(議席抽選)
議長	それでは、席次が決まったようですから、事務局の方から報告させていただきます。
事務局	それでは議席番号1番から報告申し上げます。 議席番号1番 高田 知宏委員、議席番号2番 山口 幸男委員、議席番号3番 篠崎 英明委員、議席番号4番 芝 照雄委員、議席番号5番 西村 重文委員、議席番号6番 山田 耕二委員、議席番号7番 赤松 仁 委員、議席番号8番 中平 悠太委員、議席番号9番 清家 壽秋委員、議席番号10番 宇都宮 誠 委員、議席番号11番 出口 篤夫委員、議席番号12番 西川 鈴香委員、議席番号13番 松浦 栄 委員、議席番号14番 谷口 雄記委員、となります。 以上で議席が決定いたしました。 次の会からはこちらの宇都宮さんが座られているところから1番となりますので、ご自分の席にお座りいただきますようお願い申し上げます。 本日につきましては、引き続きこの議席順で進めさせていただきます。 以上です。
議長	続いて日程第8 議案第4号「鬼北町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。 事務局より説明願います。

事務局	説明
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問・意見なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第４号「鬼北町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」 は議案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第４号「鬼北町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、議案のとおり決定させていただきます。
	(委嘱状交付)
議長	続いて日程第９ 議案第５号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位１番について、清家壽秋委員より説明願います。
清家委員	議席番号９番 清家です。 議案第５号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位１番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第５号 順位１番 説明】
清家委員	７月１６日に譲受人代理人、西川前推進委員、事務局２名、私の計５名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第５号 順位１番 説明】
清家委員	以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第５号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位１番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 2 番について、篠崎英明委員より説明願います。
篠 崎 委 員	議席番号 3 番 篠崎です。 議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 5 号 順位 2 番 説明】
篠 崎 委 員	7 月 1 6 日に譲受人、橋本推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 5 号 順位 2 番 説明】
篠 崎 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 3 番について、事務局より説明願います。
事 務 局	それでは議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 5 号 順位 3 番 説明】
事 務 局	7 月 1 6 日に譲受人代理人、山本前農業委員、事務局 2 名の計 4 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 5 号 順位 3 番 説明】
事 務 局	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

	ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 10 議案第 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位 1 番について、松浦栄委員より説明願います。
松 浦 委 員	議席番号 13 番 松浦です。 議案第 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」順位 1 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 6 号 順位 1 番 説明】
松 浦 委 員	7 月 16 日に申請人代理人、杉本推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 号 順位 1 番 説明】
松 浦 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、松浦委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。

各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、 順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 1 1 議案第 7 号「非農地証明願について」を議題といたします。
議 長	順位 1 番について、松浦栄委員より説明願います。
松 浦 委 員	議席番号 1 3 番 松浦です。 議案第 7 号「非農地証明願について」、順位 1 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 7 号 順位 1 番 説明】
松 浦 委 員	7 月 1 6 日に山本前農業委員、杉本推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 7 号 順位 1 番 説明】
松 浦 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、松浦委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 号「非農地証明願について」、順位 1 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 号「非農地証明願について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 2 番について、事務局より説明願います。
事 務 局	それでは議案第 7 号「非農地証明願について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 7 号 順位 2 番 説明】
事 務 局	7 月 1 6 日に申請者代理人、山本前農業委員、那須前農業委員、事務局 2 名、の計 5 名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第7号 順位2番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第7号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第7号「非農地証明願について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて日程第12 議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。 順位1番から30番までを一括審議し、順位31番から32番については該当委員退席後に審議します。
議長	それでは順位1番から30番について事務局より説明願います。
事務局	ご説明いたします。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第8号順位1番から30番まで説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ただ今、順位1番から30番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
清家委員	はい。
議長	清家委員。
清家委員	仮番号7番 清家ですが、前から思っているのですが1番、2番と同じ内容を表示して機構が入るだけなんですけども、他全部そうなんです。例えば1番、2番だけ例題としてやって後は1行にまとまらんのですか。同じことをずっと書いているんですけど、工夫を1点検討してもらったらとは

	思うんですけど。こういう書き方でないとだめなの？
議 長	事務局。
事 務 局	見えにくく分かりにくいところもあるかと思いますので、確認をして変更しても構わないということであれば８月以降に反映させますが。
清 家 委 員	皆さんの意見も聞いてもらったらいいいんですが、機構機構と斜めに入るだけでしょ。
事 務 局	機構を通しての事業になるので。確認をして変更が可能であれば、次回から変更させたいと思います。
議 長	他にございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第８号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位１番から３０番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第８号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位１番から３０番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	高田知宏委員は退席願います。
	(高田知宏委員 退席)
議 長	それでは順位３１番から３２番について事務局より説明願います。
	【議案書に基づき、議案第８号 順位３１番から３２番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	ただ今、順位３１番から３２番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第８号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位

	3 1 番から 3 2 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 3 1 番から 3 2 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である松浦栄委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (松 浦 委 員)	議長を交代いたしました。
議 長 (松 浦 委 員)	日程第 1 3 議案第 9 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」を議題とします。 事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第 9 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」説明します。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 におきまして、「計画の変更を行う場合は、農業委員会の意見を聞くものとする。」と定められています。 そのため町長より同計画の変更について意見を求められたものであります。
議 長 (松 浦 委 員)	順位 1 番について谷口雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号 1 4 番 谷口です。 議案第 9 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位 1 番の説明をします。
	【調査書に基づき、議案第 9 号 順位 1 番 説明】
谷 口 委 員	7 月 1 6 日に申請人代理人、事務局 2 名、私の計 4 名で現地調査を行いました。 田中推進委員については、後日確認していただきました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 9 号 順位 1 番 説明】

谷 口 委 員	以上により、申請地は農用地区域から除外しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長 (松 浦 委 員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長 (松 浦 委 員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位 1 番は支障のないものとして回答することにご異議のない方は挙手をお願い します。
各 委 員	(挙手)
議 長 (松 浦 委 員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議につい て」、順位 1 番は支障のないものとして回答することと決定させていただきます。
議 長 (松 浦 委 員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	日程第 1 4 報告第 1 号「農地原形変更届書について」の報告をします。順 位 1 番について事務局より説明願います。
事 務 局	それでは報告第 1 号「農地原形変更届出書について」の順位 1 番の報告を します。
	【議案書に基づき、報告第 1 号 順位 1 番 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
西 村 委 員	はい。
議 長	西村委員。
西 村 委 員	議席番号 5 番 西村です。内深田の現場を通り過ぎた時、相当盛土をして あったんですが、始末書で済むんですかね。すごく思うんですけど始末書 で全部済んで、高さ見た時に 2 m 以上盛土してあったんですけど、見るか らに。それは一時原形変更とか出すのが出さんといけんのですよね多分。

	じゃないんですかね。残土とかの処理の場合。あれは残土になるんで工事用の残土。なのでまた違った形になるんじゃないんですかね。池かなんかの
斯波委員	あれ池の工事のさ、出たやつをさ出すところが無いもんで。
西村委員	ということは残土になりますよね。産業廃棄物。
議長	質問は今のでいいんですか。まだ続きますか。
西村委員	池の改修工事になった場合、あれは残土になるので残土処理ですよ。そういう場合にあれは盛土で残土処理の場合に原形変更というか、一時変更で出さないといけないので、原形変更じゃなくて違う方法じゃないんですかね。届け出が要るんじゃないんですかね。
議長	事務局の方が回答しますので今のでよろしいですか。
西村委員	はっきり私も勉強していないので申し訳ない。
議長	事務局。
事務局	はい。すみません。まずご質問の回答の前に今回、原形変更4案件あるんですけど、その差し替えを申請者さんの方からいただいておりますのでクリップで留めてある「原形変更届出書について」という議案書と後ろに一番最初のページであったり、始末書であったり差し替えられたものを皆さんの机の上に置かせていただいておりますのでお目通しいただけたらと思います。すみません。さきほどの残土ではないかというご質問なんですけど7月16日に前山本農業員、事務局、申請者等とで現地確認を行ったんですけど、その際に残土というか池の工事が出た土を肥土のまずは下に敷いてその上に元あった肥土をもう一回敷くと。それが申請書にあるように水稻ですかね。湿田であるが解消され乾田となって耕作の利便性が上がることでまた、水稻を作られるということなので、残土を捨てると、その土砂捨て場というわけではありません。以上です。
議長	西村委員いいですか。
西村委員	(挙手)
議長	西村委員。
西村委員	これ盛土10cmと書いてありますよね。実際は2mくらい積んでありましたよね？これどう説明するんですか。始末書で済ますんですか。一時変更してもそれに対して始末書とかあるんですか。
事務局	まず今の状態が完成ではなくて、今は工事期間中ですのであの状態で終了

	というわけではありませので、この申請書のとおりにあそこからこのような状態になるというわけです。山を作った状態で完成ということではないです。
西 村 委 員	その時に盛土を 2 m することに対して申請書を別に出さないといけないのではないですか。
事 務 局	この原形変更を行う上で今あの状態ですので、この原形変更で。
西 村 委 員	それでも実際することに対しては原形変更を別に出さないといけないのではないですか。これと他に出さんといけんのじゃないですか。
事 務 局	現状が工事の経過途中です。
西 村 委 員	経過中だったら盛土してもかまんのですか。
事 務 局	この原形変更をするにあたって必要であれば、しょうがないと思いますけど。
西 村 委 員	しょうがないで済むんですか。
事 務 局	あれが完成形ではありませので。
西 村 委 員	もし 2 m 積んで大雨が降ってあれが崩れて道路に出たりとか何かあったときは問題ないということですか。
事 務 局	その場合は原型変形の要綱の中、皆さんのファイルの中にもあります農地原形変更の要綱の中にも支障が生じた場合には工事事業者であつたり所有者の方が対処するということになっております。なので盛土が崩れたからといってしょうがないというわけではありませ。
西 村 委 員	分かりました。
議 長	他にございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	順位 2 番について事務局より説明願います。
事 務 局	それでは報告第 1 号「農地原形変更届出書について」の順位 2 番の報告をします。
	【議案書に基づき、報告第 1 号 順位 2 番 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)

議 長	順位 3 番について事務局より説明願います。
事 務 局	それでは報告第 1 号「農地原形変更届出書について」の順位 3 番の報告をします。
	【議案書に基づき、報告第 1 号 順位 3 番 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	順位 4 番について事務局より説明願います。
事 務 局	それでは報告第 1 号「農地原形変更届出書について」の順位 4 番の報告をします。
	【議案書に基づき、報告第 1 号 順位 4 番 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
西 村 委 員	はい。
議 長	西村委員。
西 村 委 員	議席番号 5 番 西村です。4 番の報告事項について何か事務局の方から報告あるんじゃないですか。もっと詳しく。あるんじゃないんですか。条例とか。しないんですか。資料にいただいた中にもあるんですけど、鬼北町農地原形変更に関する取扱要領。要領ですかね。その辺の説明していただいてもいいですか。それに基づいて今回の 4 番絡んでいると思うんですけど。私、前任の芝推進委員からいろいろ話を聞いているんですけど。話とどいてないですか、芝推進委員から文書届いているはずですけど。
議 長	事務局
事 務 局	はい。今お手元に配布しています取扱要綱についてなんですけど、平成 20 年にこの要綱が出来まして、一応 29 年に改正はされているんですけども、改正されてからも日が続いているので今後、他市町の取扱要綱を参考にしながら改正し行く方向で進めていこうと今年度は思っております。
西 村 委 員	だから今回 4 番目が問題になってるんで。現地確認されたでしょ。そのことに対して。

議 長	4 番目というのは。
西 村 委 員	渡辺牧場の件。
斯 波 委 員	渡辺牧場、あそこはやっぱり池の工事の入れよるんやろ。
議 長	ちょっと待ってください。意見があったら挙手してください。
事 務 局	今の説明と
西 村 委 員	詳しく。
議 長	西村委員詳しくというのはどういうところを詳しく言ってくれと言っても らえんと要綱の説明なのか
西 村 委 員	そしたら私の方から説明します。聞いとりますので詳しく。まずですね、面積に関して。いいですか面積が3, 0 4 9 m²最初出てましたけど、ですね。内の2, 8 4 3 m²を埋めるということなんですが、その減った分の2 0 6 m²これは倉庫になっていて宅地変更が出来ていない。実際に測ったものではなくて、まず土地家屋調査士によって測っていただいて転用していただかないと分からない。自分が測ったり、役場の人間が測ったのでは資格がないから意味がない。まず、転用していただいて確かに2 0 6 m²ありますと、残りの2, 8 4 3 m²間違いありませんという確認を取ってほしい。そういう問題。それと、現場を見てみたら元々2枚の農地の段差解消で1筆のところは農地であって進入路も2箇所あると。だから盛土することにはならないのではないかと聞いております。そして、要綱の中に周囲の道路より3 0 cm以内に盛土しろと書いてある。申請のそこではなんぼになってました。7 0 cm盛土するので合ってるのですね。そういう高さの問題ですね。進入路も2箇所あるのでその必要も無いのではないかと聞いております。後ですね、肝心なところですけど鬼北町の農業委員会が所轄する鬼北町農地原形変更に関する取扱要綱において本来なら現地調査をするのではなくて届出審査を事務局で行うのであって、提出された届出書に問題があれば現地調査することになるけれども要綱の中には原則ないため農業委員会が農地原形変更を許可する権限はなく要綱の適用範囲内での指導に留まる。今後このような現地調査を二度としないようにするか、許可制にするなら条例を改定してほしい。そのように言い伝えられていますので、今後考えていただいてやって欲しいと。事務局だけで上でできとる話やったら最初から農業委員会は取り合う必要はないと。もし、農業委員会の方でやるのであれば罰則を決めてやって欲しいと、このように私の方に言い伝わっていますのでくれぐれも考えてほしいと思います。以上です。

	分かっていたかもしれませんが。
議 長	ちょっと聞きますけど、今すぐに回答しろというわけではなくて、今後回答しろと検討してくれということですか。
西 村 委 員	そうです。
議 長	今日は回答なしですね。
西 村 委 員	これはあくまでも報告、議案ではないので決議することもないでしょ。よく考えてもらえたらと思います。よろしくお願いします。
議 長	先ほど事務局が言ったようにこれから先、他市町の状況を見ながら良い点悪い点を出しながら徐々に直していこうという段階ですので、そのことについては昨日報告を受けてますので、今日はそういう貴重な意見やたと参考にさせてもらったと思うのですが。
西 村 委 員	それとですね、何事も始末書書いたら何事も通るという考えた方はやめてほしいですね。なんか農業委員会は始末書書いたら全部通ると町民の間に通ってまして、甘く見られてますね。言われんけど。
議 長	始末書で今までやってきているので。
西 村 委 員	実際は3年以下の懲役、300万円以下とかあるのはあるわけですから。個人の場合は。法人だったら1億円とかあるわけですよ。強制はできませんけど。一番いいのは原形を戻せばいい。本来ならですね。執行はできないですけど。
事 務 局	貴重なご意見ありがとうございます。確かに農地の所有者の方それぞれが農地法のことをあまり認識されていなくて、例えばこのような案件なども届出が必要なのに必要と分かっていなくて、それをやっちゃっているケースがやはり町内には多い状況です。そういう中で是正をしたいという案件については始末書を出していただくような形で現在のところは総会の方で取り扱っています。一番多い案件としては、土地所有者の方が亡くなって相続した時にそこに相続者が知らないうちに親が倉庫を建てていた。そこを是正したいというような案件などが非常に多いと感じています。ここ数年。それがやはり農地法の認識を皆さんにしていっていない。やはり農業委員会側が法律を皆さんに発信が不足しているということもあるかと思います。農地法のことについては年に1回、広報で出させていってます。広く周知して農地をいろう時には何かの届出が必要だと町民の方にお知らせしたいと考えております。御理解頂きたいと思います。
西 村 委 員	確かに自分の資金で建てる場合には当然知らないことが多いですね、昔の

	役場職員ですら知らない人がいたんですから。ただ、今家を建てようとしたら、住宅資金を借りる場合にどうしても確認を取らんといけんのので当然やると思うんですけど、自分の資金で自分で建てる時には確認が要らない場合は分からない人は昔はいた場合もありますけど、役場の課長さんでさえそういうことを知らない方もだいた、知ってやられたのか知らずにやられたのか分かりませんが、そういう方たくさん見えます。
議 長	一応これからの課題ということで今日のところはさせてもらっていいですか。
西 村 委 員	やったもんが勝ちにならんように。
議 長	やったもん勝ちは最近はなるべくないように農業委員も努力はしてきているんですけど、以前にあったことについては始末書で処理させてもらわんことには家のけるわけにもいかんし、元に戻すわけにもいかんのでそういう形で処理はさせてもらっているのですが、なるべくこういうことが無いように進めていきたいと思います。それにはやはり皆さんが気を付けていきながらそういう問題が起きないようにやっていこうと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。後、事務局が言ったように
斯 波 委 員	いいかな。斯波ですがいいかな。
議 長	斯波推進委員。
斯 波 委 員	僕がこっちに帰ってきて一番驚いたのがね、赤道は農地になつとるそういうのがいっぱいある。青道の上に家が建つとる。いくらでもある。それで前も言ったけど第三者貸みたいな感じの、この役場で文句言ったんやけど、そしたら印鑑押してるから駄目ですとそんなばっかり。まともに相手してもらえなかった。(聞取り不能) けどちゃんとしたことを役場の管理する人がちゃんとしてる法律考えてちゃんとやっている。それは確かです。第三者貸になるから俺の名義変えてくれ、でも変えてくれなかった。俺の名前になっているのに第三者が使っている。俺の知らない間に。そういうのがいっぱいあってそういうことが無いように、書き換える時はすぐにこういう不具合があるからすぐ動いてもらえんと、あんた言うことないの。ということがありました。
清 家 委 員	議長ちょっといいですか。
議 長	清家委員。
清 家 委 員	7番清家ですが、事前の説明もなかったかも分かりませんが、ここで発言するときは議席番号と名前を名乗って起立してやると、それが全然徹底

	されていないのであいう座った方が出ると思うんです。
	(この間未掲載。詳細については事務局までお問い合わせください。)
議 長	引き続き。西村さん先ほどの事務局のこれからの対応でいいですかね。なるべくいい形に持っていきたいと事務局、僕も含めて相談しながらやりますので、こないだの今日ですのでどうしてもなかなか不備がありますので、そこら辺はご理解頂いて。
西 村 委 員	先ほど言いましたように多分これが渡っていると思うんですけど、その辺をよろしく願いいたします。
議 長	言わんとしていることはわかります。
議 長	他にございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	以上で本日の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第1回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
議 長	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	仮議席番号1番
	仮議席番号2番